

国際空港・海港における水際検疫の強化

- 海外から口蹄疫、アフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、空港及び海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査などの動物検疫措置を徹底。
- 2020年3月に家畜伝染病予防法が改正され、2020年7月1日より、出入国者に対する質問、携帯品の検査や、違法畜産物を廃棄することが可能となり、ウイルス侵入防止措置を一層強化。

発生国・地域



国際空港及び海港における旅客に対する水際対策

動物検疫に関する
注意喚起



発生国からの入国者への
質問の実施



動植物検疫探知犬による
手荷物検査



消毒マットを用いた
靴底消毒



Q 1.

過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に接触したり、牧場、と畜場などの畜産施設に立ち寄りましたか？

Q 2.

家畜やその糞尿、牧場等の土に触れた衣類や靴などを所持していますか？ ハム、ソーセージなどの肉製品を所持していますか？

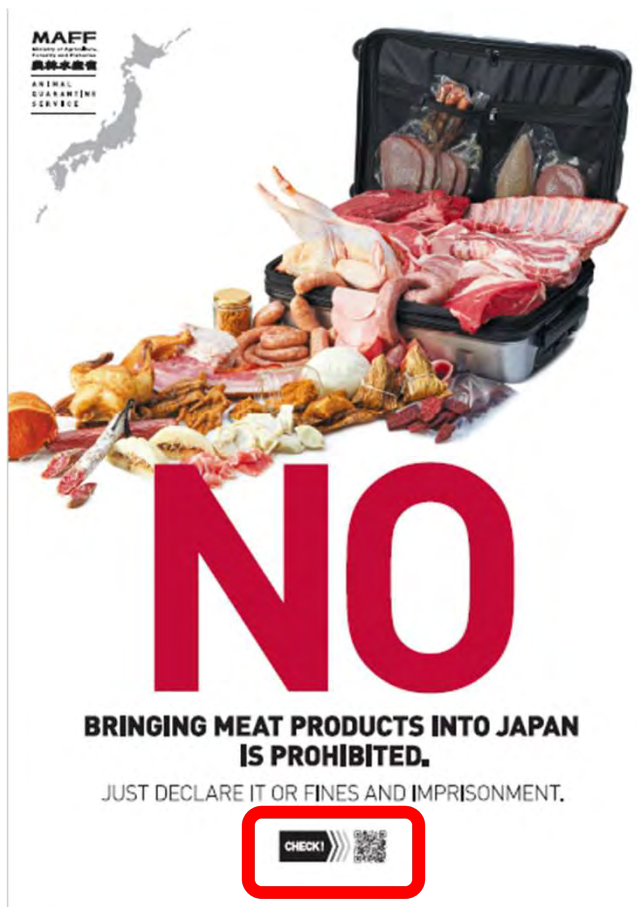
Q 3.

日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか？

(必要に応じ、英語、中国語、韓国語等を記載した資料を使用)

動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるよう、各ポスターにはQRコードを添付。

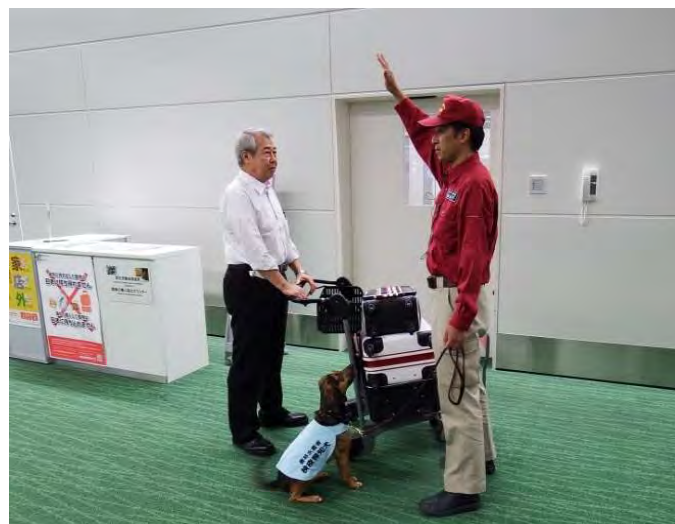


日本における動植物検疫探知犬の概要

検疫探知犬とは・・・

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬。
- ・日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。
- ・アジアのアフリカ豚熱発生国等からの高リスク便の旅客等の検査に対応するため、主要空港だけでなく、地方空港への配備も進め、令和2年度末には、全国で140頭体制を構築

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

検疫対象物

肉類

ハム、ソーセージ類

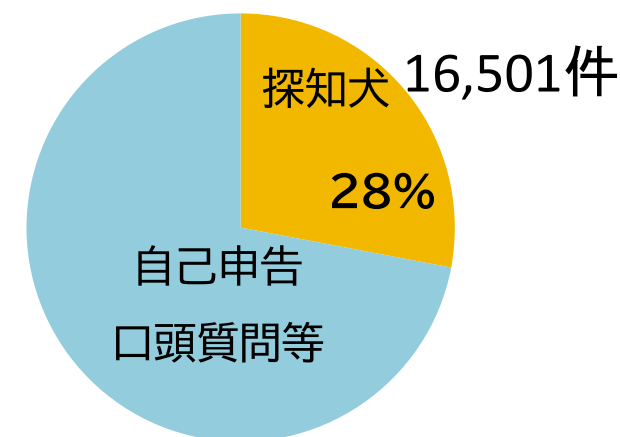


餃子等の肉製品

果物



検疫探知犬の禁止品探知実績（R2速報値）



携帯品及び郵便として持ち込まれた禁止品等(59,845 件)の28 %

参考：年度毎の探知犬配置総数

H17	H27	H30	R1	R2		
				7月	12月	3月
2	18	29	53	96	105	140

携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

- 携帯品として持ち込まれた畜産物からアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離

- 外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化

モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等
検査期間：2015年6月～2021年10月（総検査検体数1480件）※

搭載国	畜種	分離ウイルス(株数)(赤字は高病原性)	調査時期
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	2015年度
		鳥インフルエンザウイルスH1N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
台湾		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	2016年度
フィリピン		ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(1株)	
ベトナム	鶏	ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
ベトナム		鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(2株)	2017年度
台湾		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
	鶏	鳥インフルエンザウイルスH6N1(1株)	2018年度
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N3(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(2株)	
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH5N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	2019年度
中国	豚	アフリカ豚熱ウイルス(2株)	
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
ミャンマー	鶏	ニューカッスル病ウイルス(1株)	2020年度
フィリピン	豚	アフリカ豚熱ウイルス(2株)	

※2021年10月15日までに検査終了した検体数



★注目情報★

- 中国・ベトナム、フィリピン等から持ち込まれた携帯品96件から、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子を検出（2021年10月15日現在）
- うち、2019年1月に中国から持ち込まれたソーセージ2件（※1）、2020年8月、12月にフィリピンから持ち込まれたソーセージ2件（※2）からアフリカ豚熱ウイルスを分離



豚肉ソーセージ
（北京から新千歳空港）



自家製餃子
（上海から羽田空港）



ソーセージ
（上海から羽田空港）



ソーセージ
（延吉から関西空港）



自家製ソーセージ（※1）
（青島から中部空港）



ソーセージ（※1）
（上海から中部空港）



ソーセージ（※2）
（マニラから羽田空港）



ソーセージ（※2）
（マニラから羽田空港）

畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化

2019年4月22日から、畜産物の違法な持込みに対する対応を厳格化

- 違反者に警告書を発出するとともに、違反事例をデータベース化
- 自己消費用やお土産用であっても、悪質性が高い場合には警察に通報又は告発

Quarantine

動物検疫所からの重要なお知らせ

2019年4月22日から
海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化しています。

 **WARNING!!**

 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法改正により、**2020年7月1日**から
違法に畜産物を持ち込んだ場合は、**3年以下の懲役又は最高300万円の罰金**が科せられます。
(法人の場合は、**最高5,000万円**)

農林水産省動物検疫所

肉製品の持込みについて詳細はこちら



(別記様式7号)

警告書

No. _____
年 月 日

殿

国 籍 : _____
生 年 月 日 : _____
パスポート No. : _____
personal Id. No. : _____

農林水産省動物検疫所
家畜防疫官

貴殿は、年 月 日、別紙の畜産物等を日本に不正に持ち込みました。このことは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）（以下「法」という。）第36条第1項又は法第37条第1項の規定に違反する行為に該当するため、改めて日本の法律を遵守し、輸入が禁止された畜産物等を二度と持ち込まないよう強く要請します。

なお、貴殿が再び不正に畜産物等を日本国内に持ち込んだ場合には、刑事処罰を求めて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づく措置（告発）等を取ることがあります。

農林水産省動物検疫所
住所 : _____
電話 : _____ FAX : _____

注）「違反品目録」を添えて2部（原本、カーボン複写）を作成し、捺印を押し、1部（カーボン複写）を被警告者に交付の上、1部（原本）を保管すること。

私は、法第36条第1項（輸入禁止）又は法第37条第1項（輸入のための検査証明書の添付）及び法第40条第1項（輸入検査）の規定に違反し、年 月 日、別紙の畜産物等を日本に持ち込みました。

今回、家畜防疫官から、法第1条（目的）、法第36条第1項、法第37条第1項、法第40条第1項及び関連する規定（対象地域・畜産物の内容等）のほか、法第63条に基づく刑事罰の内容（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合5000万円以下）の罰金（法第69条））について説明を受け、自己消費その他の目的に関わらず、畜産物等を持ち込めば違法行為として、その者は処罰されることを理解しましたので、今後二度と輸入禁止物等を持ち込みません。

警告書を確かに受領しました。

受領日 : _____ 年 月 日
入国手段 : _____
便 名 : _____
住所（日本滞在先住所） : _____
滞在期間 : _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
氏 名 : _____
電話番号 : _____
自 署 : _____

【警告書の内容】

- 違法行為に該当し、二度と輸入禁止物を持ち込まないよう要請。今後、不正に持ち込んだ場合は告発等の措置を執ることがある旨警告。
- 違法行為に該当することを理解し、今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まない旨を誓約。

家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- 豚熱は、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、69例の発生を確認（7月19日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは2020年11月に香川県で2年ぶりに発生して以降、52例の発生を確認（5月27日現在）。
- 牛の結核やブルセラ症は近年発生が見られない一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

（単位：戸数） 注2

年（西暦）	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
口蹄疫	0	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症（牛）	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核（牛）	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病（牛）	313	235	331	211	293	326	327	315	374	321	380	399	218
牛海綿状脳症（BSE）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー（羊）	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	8
高病原性鳥インフルエンザ	0	1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	33	19
低病原性鳥インフルエンザ	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2021年7月までの集計結果（ただし、2021年については速報値）。